

鹿児島県環境教育等による環境保全の取組の促進に係る体験の機会の場の認定  
に関する事務処理要領

第1 目的

この要領は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条第1項に基づく、知事が行う体験の機会の場の認定について、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 認定申請に係る添付書類

法第20条第3項に規定する申請者は、別表第1に掲げる書類を添付するものとする。

第3 更新申請に係る添付書類

法第20条の2第2項の規定に基づく有効期間の更新を受けようとする者は、当初の認定申請時に提出した書類のうち、当該更新時に修正又は差し替え等が必要となるものを添付するものとする。

第4 変更届に係る添付書類

認定を受けた者は、法第20条第3項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、別表第2に掲げる書類を添付するものとする。

第5 報告

- (1) 認定を受けた者は、毎事業年度終了後3月以内に、別記第8号様式により事業の実施状況を知事に報告するものとする。
- (2) 認定を受けた者は、認定に係る事業の実施において参加者等に事故があった場合は、直ちに別記第9号様式により事故の状況を知事に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

添付書類
(1) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（発行日から3か月以内のもの。）
(2) 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（登記事項証明書については発行日から3か月以内のもの。）
(3) 申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面（別記第1号様式）
(4) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の実績を記載した書類（別記第2号様式）
(5) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書（別記第3号様式）及び収支予算書（別記第4号様式の1）
(6) 認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む）について記載した書類（別記第4号様式の2に記載）
(7) 認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類（別記第5号様式）
(8) 認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類（別記第3号様式に記載）
(9) 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図（位置図（縮尺5万分の1程度）、詳細図（土地又は建物の詳細が把握できる縮尺の図面））及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
(10) 認定の申請に係る体験の機会において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書（別記第6号様式）
(11) 暴力団又は暴力団員、暴力団員密接関係者でない旨の誓約書（別記第7号様式）
(12) その他参考となるべき事項を記載した書類

別表第2

変更事項	添付する書類
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名	別表1の(1)又は(2), (3), (11)
(2) 体験の機会の場の名称	別表1の(12)
(3) 体験の機会の場の所在地	別表1の(5), (6), (8), (9), (10), (12)
(4) 当該体験の機会の中で行う環境保全の意欲の増進に関する事業内容	別表1の(5), (6), (7), (8), (12)
(5) 認定申請に係る体験の機会の中で行う事業の対象となる者の範囲	別表1の(5), (6), (7), (8), (12)
(6) 認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間	別表1の(5), (7), (12)

